

平成 19 年 12 月 13 日

放射線管理区域への入域時における装備品の未着用に関する 調査結果について

平成 19 年 11 月 15 日、2 号機原子炉建屋の所内ボイラー室で資機材の搬出作業をしていた協力企業作業員が、警報付個人線量計*¹（以下、線量計）を着用せずに、誤って放射線管理区域*²（以下、管理区域）である所内ボイラー室に入域していたことを確認しました。

当該ボイラー室は、工事のため一時的に設置した仮設着替所から入る運用としており、作業員は 1・2 号機サービス建屋の管理区域に入る人や物品を監視するチェックポイントで線量計を受け取り、仮設着替所の入口で作業班長が各作業員の線量計着用を確認のうえ、放射線管理区域出入りチェックシート（以下、チェックシート）に記載して入域することとなっております。

なお、評価の結果、当該作業員の放射線による被ばくはありませんでした。
([平成 19 年 11 月 16 日お知らせ済み](#))

調査の結果、原因として以下のことがわかりました。

- ・ 当該作業員は、着替え前には線量計の着用確認を行ったが、その後着替えの際に線量計を身体から外してしまったこと。
- ・ 管理区域に入る直前に、線量計着用の声出し確認をしなかったため、線量計を着け忘れていないことに気づかなかったこと。
- ・ 作業班長によるチェックシートを用いた作業員の線量計着用確認は、確認の手順が明確でなかったため作業員の着替え前に線量計確認を行っており、着替え後に線量計の着用確認を行っていなかったこと。

このため、対策として以下のことを実施します。

- ・ 作業班長による線量計着用確認は、管理区域に入る直前で行うよう手順を明確にする。
- ・ チェックポイントで受け取った線量計は、首からひもで下げた後、管理区域を出るまで外さないこと、および管理区域に入る際には線量計着用の声出し確認をすることを作業員に再教育する。
- ・ 今回のように管理区域の入口に一時的に設置される仮設着替所には、線量計の着用を確認する機械を設置するか、監視員を配置する。

なお、本事象については事例検討会を実施し、再発防止の徹底に努めてまいります。

以 上

* 1 警報付個人線量計

作業員個人の被ばく線量および放射線管理区域の入域時間を測定する測定器。
被ばく線量や入域時間があるレベルに達したときにアラームが鳴る。

* 2 放射線管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。